情報科学若手の会「規約」

情報科学若手の会

平成 8 年 8 月 1 日発行 平成 24 年 6 月 3 日改訂 平成 26 年 4 月 19 日改訂

第1章 名称

第1条 (名称)本会は,情報科学若手の会と称する.

第2章 目的

第2条 (目的)本会は以下のことを目的とする.

- 1 活発な討論の中から若手研究者ならではの斬新な発想を生み 出し,情報科学・情報工学の新しい可能性を考え,将来の夢 を語り合う.
- 2 専門分野だけでなく情報科学のさまざまな分野で活躍する若 手どうしの討論を通して視野を広げる.
- 3 専門分野にこだわらず、情報科学の全般に渡る若手研究者の 横の繋がりを広げる。

第3章 組織

- 第3条 (構成) 本会は幹事によって構成される.但し幹事の資格は別に之を定める.
- 第 4 条 (幹事) 本会は次の幹事を置く. 代表幹事 $(1\ A)$, 会計 $(1\ A)$, 幹事 (若干A). 但し,
 - 1 幹事の任期は原則として 10 月 1 日より翌年 9 月 31 日迄と する.
 - 2 幹事の機能及び任免,並びに辞退,退会については別に之を 定める.

第4章 大会

- 第5条 (主催)本大会はプログラミング・シンポジウム委員会により主催される.
- 第6条 (大会) 本会は年1回以上の大会を開く.やむを得ず開けない場合には遅滞なくプログラミング・シンポジウム委員会に報告する.
- 第7条 (参加費) 本会は1回の大会において一定額の参加費を参加者より 徴収する.但し,幹事長が認めた者は之を減ぜられることがある.
- 第8条 (寄付・協賛) 本会は1回の大会において寄付・協賛を募ることができる.但し,寄付・協賛の申請に対し幹事会において審議し,之を承認されなければならない.また,寄付・協賛の要項は別途幹事会にて策定することとする.

第5章 運営

- 第9条 (活動)通常の活動は代表幹事が之を統括する.
- 第 10 条 (資金) 本会は大会における参加費,寄付,協賛及びその他の収入 をもって運営資金とする.
- 第 11 条 (予算) 会計が幹事との合議の上,作成した予算案を幹事会が承認 した時,予算は成立する.
- 第12条 (寄付金・協賛金)
 - 1 寄付・協賛は1口50,000円とする.
 - 2 寄付・協賛は最低 1 口, 最高 5 口とする.
- 第 13 条 (決算) 決算は前年度の会計の決算報告を幹事会が承認することにより成立する.

第 14 条 (資金運用) 本会の資金は,第 2 条の目的以外に使用できない.また,その運用に関しては会計が一切の責任を持たねばならない.

第6章 幹事の機能

第 15 条 (代表幹事)

- 1 代表幹事は本会を統括し、対外的に本会を代表し、かつ大会責任者を兼務し諸活動に関する一切の責任を持つ.
- 2 代表幹事は必要と認めた場合には幹事会を招集できる.
- 3 代表幹事は他の幹事の $\frac{1}{2}$ 以上の要請があった場合には幹事会を招集しなければならない.
- 4 代表幹事は以下の条項に該当する幹事を,幹事会の承認を得て退会を勧告することができる.
 - A. 本会の名誉を著しく毀損した者
 - B. 本会の活動に著しく支障をきたすもの
- 5 代表幹事は第 15 条 4 項に基づいて退会勧告を行った幹事に ついて,幹事会の承認を得て退会させることができる.
- 6 代表幹事が職務を行う上での支障があると判断した場合は,幹事会を招集し代表幹事の代行を立てることができる.

第 16 条 (会計)

- 1 会計は代表幹事と合議の上,予算案を作成し,幹事会に提出し,承認を求めなければならない.
- 2 会計は当該会計年度が終了した時は,速やかに決算書を作成し,翌年度の幹事会に報告し,承認を求めなければならない.

第7章 幹事の任免及び辞任

第17条 (幹事の選出)幹事は幹事会に於いて選出されることを原則とする.

第 18 条 (幹事の補充) 幹事に欠員が生じた場合,代表幹事は速やかに幹事会を招集し,幹事を補充せねばならない.但し,代表幹事に欠員が生じた場合は他の幹事が幹事を招集せねばならない.

第8章 幹事会

第 19 条 (幹事会) 幹事会は本会の最高決議機関であり, 幹事選出の条件を 審議決定する.

第 20 条 (成立)

- 1 幹事会は幹事総数の $rac{3}{5}$ の出席をもって成立する .
- 2 電子メールやインスタントメッセージングサービス等のオン ラインによる幹事会の開催時は,審議事項に関して意見を述 べることにより,出席したものと見なす.
- 第21条 (議決)幹事会における議決は出席数の過半数をもって成立する.

第9章 附則

第 22 条 本規約は平成 26 年 4 月 19 日から施行する.